

トランプ 2.0 の通商・経済安全保障政策の概要 - 相互関税措置 -

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025年4月16日号

執筆者:

[平家 正博](#)

m.heike@nishimura.com

[村本 静](#)

s.muramoto@nishimura.com

[藤井 康次郎](#)

k.fujii@nishimura.com

[横瀬 雄太郎](#)

y.yokose@nishimura.com

2025年4月2日、トランプ米大統領は、全世界からの輸入に対して、一定の例外を除き、10%のベースライン税率又は国ごとに定められた税率の相互関税（reciprocal tariff）を課す旨の大統領令（Executive Order 14257。以下「大統領令 14257」と言います。）を発表しました¹。今回の相互関税措置では、日本からの輸入に対しては24%の相互関税が課税されることとされました。その後、トランプ米大統領は、4月9日、国別の税率での相互関税の発効を90日間停止しつつ、中国については、125%の税率で相互関税を課税する旨の大統領令を発表しました²。

したがって、当面の間は、当初予定されていた24%よりも低い10%の関税が日本からの輸入品に課税されることとなりますが、10%の相互関税が課されることには変わりはありません。また、トランプ米大統領は、各国が関税措置に関して協議を申し入れており、「いかなる形でも米国に対して報復措置をとっていない」ことを踏まえて相互関税の一時停止措置を認めるものである旨述べている³。一方、報復措置を決めた中国に対しては税率を125%にまで引き上げています。4月11日には、スマートフォン、半導体製造装置、電子集積回路等については相互関税措置の対象外となることを明らかにする旨の大統領覚書が発表されました⁴。

相互関税の今後の動向は、各国による米国との二国間交渉にも依存する部分があると考えられます。日本企業としては、こうした状況の変化に迅速に対応できるように備える観点から、相互関税の法的根拠や対象等について正確に理解することが重要と考えられます⁵。また、相互関税の適用に当たっては、米国原産であるか否かに着目した仕組みが備えられていることを踏まえて、原産地規則の適用について改めて精査することも考えられます。

¹ [Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits – The White House](#)

² [Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment – The White House](#)

³ [トランプ氏、「相互関税」90日間一部停止を表明 対中国は125% \[トランプ関税\]\[トランプ再来\] : 朝日新聞](#)

⁴ [Clarification of Exceptions Under Executive Order 14257 of April 2, 2025, as Amended – The White House](#)

⁵ 本文においても述べていますとおり、今回の相互関税に関する状況は、逐次変更となる可能性があります。したがって、本ニュースレターの記述は、脱稿した2025年4月15日時点の内容である旨、ご了承ください。

I 相互関税の根拠・背景

1. 法的根拠

大統領令 14257 によれば、今回の相互関税は、1977 年国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act、IEEPA）、国家緊急事態法、通商法 604 条及び合衆国法典第 3 編 301 条に基づくとされています。

例えば、ホワイトハウスが公表している大統領令 14257 の Fact Sheet⁶によれば、トランプ米大統領は、大規模かつ持続的な貿易赤字によって引き起こされた国家緊急事態に対処するために、1977 年国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく権限を行使するものとされます。トランプ米大統領は、今回の大統領令 14257 において、通商関係における相互性の欠如、関税、その他各国による非関税障壁、経済政策等により、米国の貿易赤字が長年にわたって継続しており、米国の国家安全保障及び経済にとって異常かつ特異な脅威となっているとして、この脅威に関する国家緊急事態を宣言しています。1977 年国際緊急経済権限法（IEEPA）については、第 2 次トランプ政権が用いる可能性のある関税制度についてまとめた、弊所の過去のニュースレターもご参照ください（[独禁/通商・経済安全保障ニュースレター2024年12月24日号](#)）。

2. 背景事情

上記 Fact Sheet において、以下のように、米国の貿易赤字が長年にわたって継続していることを踏まえ、経済を再建し、国家安全保障及び経済安全保障を回復するために相互関税を導入した旨が述べられています。

観点	内容
経済を再建し、国家安全保障及び経済安全保障を回復するため、相互性の追求	<ul style="list-style-type: none">✓ 米国の貿易赤字は大きく、かつ恒常的であるところ、製造基盤の空洞化につながっている。このことは、国内の高度な製造能力を増強するインセンティブを奪い、米国にとって重要なサプライチェーンを弱体化させ、国防産業の基盤を外国の敵対勢力に依存させる結果を招来している。✓ これは、外国貿易・経済活動の慣行が引き起こした国家緊急事態である。そこで、米国の国際経済的地位を強化し、米国の労働者を保護するために関税を発動する。
経済主権の回復	<ul style="list-style-type: none">✓ 貿易相手国の不適切な経済政策や慣行は、公共目的及び軍事目的において不可欠な製品を生産する米国の能力を損ない、国家安全保障を脅かしている。✓ 過去の米大統領は無視してきたが、2024 年の貿易赤字額は、1 兆 2000 億ドルを超え、持続させることが許されない危機的状況に陥っている。

⁶ [Fact Sheet: President Donald J. Trump Declares National Emergency to Increase our Competitive Edge, Protect our Sovereignty, and Strengthen our National and Economic Security – The White House](#)

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 米国が不当に利用されることの拒否・公正な貿易の確保・米国労働者の保護・貿易赤字の削減のためには関税が必要である。
米国製造業の再優先化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世界の製造業生産高に占める米国の割合は、2001年の28.4%から、2023年の17.4%にまで下落している。 ✓ 特に自動車、造船、製薬、輸送機器、テクノロジー製品、工作機械及び金属といった先進分野における米国の製造能力喪失は、米国の競争力を恒久的に弱体化させる可能性がある。 ✓ 1997年から2024年にかけて、米国では約500万の製造業の雇用が失われ、製造業の雇用が史上最大規模で減少した。 ✓ 米国製造業の拡大は、米国の国家安全保障にとっても重要である。
貿易不均衡への対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各国は、長い年月にわたって、米国を搾取し、米国製品に高い関税を課してきた。 ✓ 同様に非関税障壁も米国製造業の海外市場へのアクセスを妨害している。例えば、中国、ドイツ、日本、韓国等は、自国民の国内消費を抑制し、輸出品の競争力を人為的に高める政策を推進してきた。また、米国の自動車メーカーは、日本や韓国の自動車市場への参入を阻む様々な非関税障壁に直面しており、米国の自動車産業は日本に対して年間で135億ドルに当たる輸出を喪失している。 ✓ トランプ米大統領は、不公平な関税や非関税障壁の問題に取り組むことで、米国企業と労働者の競争条件を公平なものにしようとしている。
(米国の) 黄金時代のための黄金律	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今回の措置は、他国に対して、米国が他国を扱うように、他国が米国を扱うことを求めるだけのものである。
関税による高い効果	<ul style="list-style-type: none"> ✓ トランプ政権第1期の関税は、製造業や鉄鋼業界において、リショアリングにつながったとする研究が存在する一方、関税措置が米国内での物価に与えた影響は限定的であった。 ✓ 全世界に対して10%の関税をかけることが、経済成長、雇用創出及び家計収入の向上につながるとする研究が存在する。

II 相互関税の内容 (2025年4月2日時点)

相互関税措置に関しては、2025年4月2日の公表後に一部変更が加えられる等してはいますが、ベースとなる大統領令14257の内容について理解しておくことが重要です。そこで、まず、大統領令14257における相互関税措置の内容について概観します。その上で、4月2日以降のアップデートについては下記Ⅲをご参照ください。

1. 関税率

今回公表された大統領令 14257 は、2025 年 4 月 7 日に連邦官報に掲載されました⁷。大統領令 14257 2 条に基づき、全ての国からの輸入品に対し、10%のベースライン税率での相互関税が賦課されることとされ、附属書 I に掲げられた国からの輸入品に対しては、附属書 I に掲げられた税率が賦課されることとされました。附属書 I には、50 を超える国又は地域が列挙されていますが、日本も附属書 I に列挙されており、日本には、24%の相互関税が賦課されるとされています。

なお、附属書 I 記載の関税率が相互関税として賦課されるのであって、附属書 I に掲げられた税率が、10%に付加される形で課税されるわけではありません。つまり、日本からの輸入品の場合、10%+24%=34%の相互関税が賦課されるわけではなく、附属書 I の 24%の相互関税が賦課されることとなります。

附属書 I に掲げられた国・地域のうち、主要な国又は地域についての関税率は下記表のとおりです。

国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率
中国 ⁸	34% ※2025年4月2日公表 時点	EU	20%
インド	26%	インドネシア	32%
日本	24%	マレーシア	24%
フィリピン	17%	韓国	25%
スイス	31%	台湾	32%
タイ	36%	ベトナム	46%

なお、米国通商代表部は、相互関税の税率の計算式を公表しています⁹。同部の発表によると、国際貿易に関する一般的なフレームワークに基づけば、国際貿易による収支は最終的に均衡するはずであるにもかかわらず、米国が50年間にわたって貿易赤字を計上し続けているのは、このようなフレームワークの前提条件が成立していないからであり、米国の貿易赤字額がゼロになるように相互関税率が算定されているとのことです。下記計算式のとおり、貿易赤字額を、輸入価格の上昇に伴い輸入が減少する度合い（輸入価格が増減した場合、輸入価格の増減に反応して、輸入量がどれだけ増減するか）で除することで、相互関税率が計算されているとのことです。

$$\text{相互関税率} = \frac{\text{総輸出額} - \text{総輸入額}}{\text{輸入価格に対する輸入の弾力性}^{10} \times \text{関税から輸入価格への転嫁} \times \text{総輸入額}}$$

⁷ [Federal Register :: Regulating Imports With a Reciprocal Tariff To Rectify Trade Practices That Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits](#)

⁸ 中国については、大統領令 14257 の発令後、相互関税の税率が数次にわたって引き上げられました。詳細はⅢをご参照ください。

⁹ [Reciprocal Tariff Calculations | United States Trade Representative](#)

¹⁰ ここでいう弾力性とは、輸入価格が増減した場合、輸入価格の増減に反応して、輸入量がどれだけ増減するかを表しています。

米国通商代表部によれば、上記式のうち、「輸入価格に対する輸入の弾力性」については「4」が、「関税から輸入価格への転嫁」については「0.25」の数値が代入されているとのことですが、分母は結局「総輸入額」に一致することから、実態としては、貿易赤字額を輸入額で割っただけの単純な計算であり、見当違いな計算であるとの批判も存在します¹¹。

2. 関税額算定の基礎となる価額

今回の相互関税の適用に当たっては、以下のとおり、一定の条件の下で、米国原産部品・材料が使用されている場合に、最終製品の全価額から米国原産部品・材料の価額を控除できるとされています¹²。原産地規則として、米国内における実質的変更基準が採用されている可能性があり、相互関税の影響を分析する観点からは、原産地規則の適用について慎重な検討が求められるものと考えられます。

項目	内容
相互関税の課税対象	対象物品の価額のうち少なくとも 20%が米国原産である場合、相互関税は、非米国産コンテンツ（non-U.S. content）にのみ課税される。
米国産コンテンツ（U.S. content）	米国産コンテンツ（U.S. content）とは、米国内で完全に生産され（produced entirely）、又は米国内で実質的に変更された（substantially transformed）部品に帰属させられる価額をいう。
米国産コンテンツであるかの検証機関・方法	米国税関・国境警備局（CBP）は、法律で認められている範囲において、輸入品における米国産コンテンツの価額の確定及び検証のために、輸入品に関する情報や関係書類を収集する権限を有する。

3. 相互関税の発効日・終期

相互関税の発効日について、2025年4月2日の公表時点では、以下のとおり、10%のベースライン税率と附属書 I に掲げられた税率で異なるものとされていました¹³。

対象となる輸入品	相互関税の発効日
10%のベースライン税率	4月5日（東部標準時午前0時1分）
附属書 I に掲げられた税率	4月9日（東部標準時午前0時1分） ※2025年4月2日の公表時点。その後、90日間の停止が発表（下記Ⅲ参照）。

今回の相互関税は、米国の貿易に関する根本的な問題が解決、緩和等されたとトランプ米大統領が判断するまで継続されるとされています¹⁴。

¹¹ [トランプ関税、計算式にシカゴ大・ニーマン教授「まったくの間違い」…貿易赤字額を輸入額で割った単純な割り算：読売新聞](#)

¹² 大統領令 14257 3 条(f)

¹³ 大統領令 14257 3 条(a)

¹⁴ 大統領令 14257 2 条

4. 相互関税の適用除外

一部の物品については今回の相互関税は適用されません。大統領令 14257 の附属書 II において関税番号が特定されていますが、概要は下記のとおりです^{15 16}。

	内容
①	国際緊急経済権限法 (IEEPA) 1702 条(b)に掲げる物品 ¹⁷
②	2025 年 2 月 10 日付大統領布告 10895 等で通商拡大法 232 条に基づく追加関税の対象とされた鉄鋼及びアルミニウム並びにこれらの派生品
③	2025 年 3 月 26 日付大統領布告 10908 で通商拡大法 232 条に基づく追加関税の対象とされた自動車及び自動車部品
④	銅、医薬品、半導体、木材製品、一定の重要鉱物並びにエネルギー及びエネルギー製品
⑤	米国の関税率表 (HTSUS) の第 2 列に掲げられた税率の対象となるもの ¹⁸
⑥	将来、通商拡大法 232 条の規定に基づく追加関税の対象となり得る全てのもの

5. 他の関税ルールとの関係性

今回の相互関税は、基本的に、その他の関税に上乗せする形で課税されます¹⁹が、他のルールとの関係で留意すべき事項としては、以下の点が挙げられます。

(1) 米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) との関係

カナダ及びメキシコについては、今回の相互関税措置の対象外となっています。具体的には、カナダ及びメキシコからの輸入品に関して、USMCA による優遇条件の適用を受けている輸入品については継続して優遇条件を受けることができ、相互関税は適用されないこととされています。

また、トランプ政権は、3 月 4 日から、不法移民や合成麻薬フェンタニルの流入を理由に、国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づき、メキシコ原産品に対して一律 25%、カナダ原産品に対して、エネルギー・同資源に 10%、それ以外の産品に 25%の追加関税を課しているところ²⁰、USMCA に基づく原産地規則を満た

¹⁵ 大統領令 14257 3 条(b)

¹⁶ 通商拡大法 232 条に基づく追加関税については過去のニュースレターもご参照ください ([独禁/通商・経済安全保障ニュースレター 2025 年 2 月 20 日号](#)及び[独禁/通商・経済安全保障ニュースレター 2025 年 4 月 8 日号](#))。

¹⁷ 郵便、電信、電話又はその他の個人的な通信であって、価値があるものの移転を含まないものや人的被害を救済するために使用することを目的とする物品等が掲げられています。

¹⁸ 米国が通常の貿易関係 ("Normal Trade Relations") を有していると思っていない国 (現在は、キューバ、北朝鮮、ロシア及びベラルーシ) に対して適用される税率は、HTSUS の第 2 列に記載されており、第 1 列に記載された米国と通常の貿易関係を有する国との間の税率よりも高い税率が設定されています ([Column 1 / Column 2 / MFN / NTR - Countries that does business with the United States](#))。

¹⁹ 大統領令 14257 3 条(c)

²⁰ [トランプ米政権、メキシコとカナダに対する追加関税措置のファクトシート発表\(カナダ、米国、メキシコ\) | ビジネス短信 ー ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

さず、上記の追加関税措置に基づき 25%又は 10%の関税の対象となっている物品についても、相互関税が適用されないこととされています²¹。その上で、上記の追加関税が終了又は停止された場合、USMCA に基づく原産地規則を満たすカナダ及びメキシコの物品は相互関税の対象とはならないものの、USMCA に基づく原産地規則を満たさない物品については 12%の関税の対象となるとされています²²。

(2) デミニマスルールとの関係

米国は、輸入品の価額が 800 ドル以下である場合には、関税を課さないとするデミニマスルールを採用しています (19 U.S.C. 1321(a)(2)(C)) が、これは相互関税措置の下でも適用があるものとされます²³。もっとも、その価額が 800 ドル以下の物品について、商務省長官が大統領に対し、関税を完全かつ迅速に徴収する適切なシステムが整備された旨を通知した以降には、当該デミニマスルールは適用されないとされている²⁴ため、将来的に相互関税の対象となる可能性があります。

(3) 中国に対するその他の関税との関係

トランプ大統領は、中国からのフェンタニル流入を防止することを目的に掲げて、国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づき、大統領令 14228²⁵、大統領令 14256²⁶等を発令し、中国品に 20%の関税を課し、また、5月2日 (東部標準時午前0時1分) 以降は、デミニマスルールを適用しないこととしています。

大統領令 14257 は、今回の相互関税が、かかる中国に対する関税措置には、何ら影響しない旨、明確にしています²⁷。

6. 修正権限 (Modification Authority)

大統領令 14257 は、トランプ米大統領に対し、今回の相互関税措置に関連して、米国の関税率表を修正して関税を増減する権限を認めています²⁸。

特に、米国の生産能力が更に悪化した場合に関税を引き上げることができるだけでなく、他国が米国の相互関税に対して報復措置をとった場合に相互関税を拡大し²⁹、反対に、他国が米国と足並みを揃えるような措置を講じた場合には相互関税を縮小させる³⁰ことを認める規定が明示で置かれている点は、注目に

²¹ 大統領令 14257 3条(d)及び(e)

²² 大統領令 14257 3条(e)

²³ 大統領令 14257 3条(h)。なお、一定の価額以下のプレゼントや日用品として個人が携行しているもののうち、一定金額以下の物品についてもデミニマスルールが適用されます (19 U.S.C. 1321(a)(2)(A)-(B))。

²⁴ 大統領令 14257 3条(h)

²⁵ [Federal Register :: Further Amendment to Duties Addressing the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China](#)

²⁶ [Federal Register :: Further Amendment to Duties Addressing the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China as Applied to Low-Value Imports](#)

²⁷ 大統領令 14257 3条(i)

²⁸ 大統領令 14257 4条

²⁹ 大統領令 14257 4条(b)及び(d)

³⁰ 大統領令 14257 4条(c)

値します。

また、商務省長官や米国通商代表部は、今回の相互関税措置が措置として不十分であると考えた場合には、関係機関と協議の上、大統領に対して追加措置を勧告するものとされています³¹。

Ⅲ 2025年4月2日以降の相互関税に関するアップデート

今回の相互関税措置については、4月2日の大統領令 14257 発令後、一部変更が加えられる等しています。特に注目すべき点としては、大統領令 14257 附属書 I 記載の税率の賦課停止、中国の報復関税に対する対応及びスマートフォン等への相互関税の適用除外の3点が挙げられます。

1. 附属書 I 記載の税率の賦課停止

附属書 I に掲げられた税率（国別の税率）の賦課が発効する当日である4月9日、トランプ米大統領は、大統領令 14257 に変更を加える大統領令を発表し³²、附属書 I に掲げられた税率の適用を、4月10日（東部標準時午前0時1分）から7月9日（東部標準時午前0時1分）までの90日間停止するとしました³³。トランプ米大統領は、この理由として、米国の多くの貿易相手国が、米国との経済関係における貿易の非相互性と、その結果生じる国家安全保障及び経済安全保障の懸念に対処するために、米国とコンタクトを取ってきたことを挙げ、これは問題解決のために、米国と足並みを揃える上での重要な第一歩であるとしています³⁴。

なお、ここで注意すべき点としては、附属書 I に掲げられた税率について、90日間停止するとされただけであって、10%の相互関税は、停止されていないという点を指摘することができます。したがって、日本からの輸入品についても、24%の相互関税は賦課されないものの、10%の相互関税は賦課されることとなります。

2. 中国の報復関税に対する対応

上記のとおり相互関税について一定の緩和措置が講じられている反面、中国に対する措置は厳しさを増しています。一方の中国も、米国に対して報復関税措置を発表しており、相互関税を巡って対立を深めています。この点について、大統領令 14257 以降の動向を、時系列で概観すると以下のとおりです（米国・中国ともに現地時間の日付で記載しています。）。

³¹ 大統領令 14257 4条(a)

³² [Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment – The White House](#)

³³ [Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment – The White House](#) 2条

³⁴ [Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment – The White House](#) 1条

日付	出来事
4月2日	大統領令 14257 が発表される。中国からの輸入品については、大統領令 14228 等に基づく中国品への 20%の関税とは別途、34%の相互関税を賦課するとされる。
4月4日	中国政府が、4月10日から、米国品に対し、報復措置として、34%の追加関税を課すと発表する ³⁵ 。
4月8日	トランプ米大統領が中国からの輸入品に対する相互関税の税率を 84%に引き上げる旨を発表する ³⁶ 。
4月9日	中国政府が、4月10日から、米国品への報復関税率を 34%から 84%に引き上げる旨を発表する ³⁷ 。
同日	トランプ米大統領が中国からの輸入品に対する相互関税の税率を 125%に引き上げる旨を発表する ³⁸ 。
4月11日	中国政府が、4月12日から、米国品への報復関税率を 84%から 125%に引き上げる旨を発表する ³⁹ 。

3. スマートフォン等への相互関税の適用除外

さらに、4月11日には、トランプ米大統領は、スマートフォン等については相互関税措置の対象外となる旨の大統領覚書（Presidential Memoranda）を発表しました⁴⁰。当該大統領覚書によれば、大統領令 14257 において相互関税の対象外であるとされていた半導体（semiconductors）について、具体的には、スマートフォンや半導体製造装置、ハードディスク等の記憶装置、電子集積回路及びその部品等が含まれることが明らかとなりました。また、これらの品目について、4月5日（東部標準時午前0時1分）から適用されていた10%のベースライン税率で徴収された関税は、米国税関・国境警備局（CBP）の手続きに従って返金されるとされています。

一方で、下記IVのとおり、半導体について通商拡大法 232 条に基づく追加関税措置が講じられる可能性が高まっています。相互関税の対象外であることが明らかとなったこれらの製品について、今後、分野別関税措置がとられる可能性が高いとの見解を、商務省長官が明らかにし⁴¹、トランプ米大統領自身も近い将来かかる関税が導入される旨述べていました⁴²が、商務省は、4月14日に、通商拡大法 232 条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に与える影響を判断するため調査を4月1日付けで開始していたこ

³⁵ [中国が報復措置 米相互関税と同じ 34%、全輸入品に - 日本経済新聞](#)

³⁶ [Amendment to Reciprocal Tariffs and Updated Duties as Applied to Low-Value Imports from the People's Republic of China - The White House](#)

³⁷ [中国、米国への報復関税 84%に 50%上乗せ発表 - 日本経済新聞](#)

³⁸ [Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment - The White House](#) 3条

³⁹ [中国、米国への報復関税 125%に引き上げ 12日発動 - 日本経済新聞](#)

⁴⁰ [Clarification of Exceptions Under Executive Order 14257 of April 2, 2025, as Amended - The White House](#)

⁴¹ [米商務長官、中国製スマホなど半導体関税の対象に - 日本経済新聞](#)

⁴² [トランプ関税、スマホでも迷走 「除外」一転し別関税に - 日本経済新聞](#)

とを公表しました⁴³。今後のプロセスとしては、商務省が、調査開始後 270 日以内に、調査結果をトランプ米大統領に提出し、トランプ米大統領は、当該結果を受領してから 90 日以内に、追加関税措置を発動するか判断するものと見込まれます。このことは、これらの製品は、相互関税に関する二国間交渉の対象とはならず、交渉を通じた関税撤廃や引き下げがより難しいことを示しています。

IV おわりに

以上概観してきたとおり、今回の相互関税措置を巡っては、大統領による修正権限を含め、依然として流動的な部分も存在し、二国間交渉等、相互関税を巡る今後の動向を引き続きフォローしていくことが重要です。また、附属書 I の関税率の賦課停止が解除されれば、国ごとに異なった相互関税率が賦課されることになるため、これに備えて、日本企業としては、自社のサプライチェーンについて見直しを行う必要が生じる可能性があります。この際、相互関税の適用に当たっては、米国原産であるか否かに着目した仕組みが備えられていることを踏まえて、原産地規則の適用について改めて精査することも考えられます。

また、先日も、弊所のニュースレターで、米国による自動車及び自動車部品に対する追加関税について紹介しました（[独禁/通商・経済安全保障ニュースレター2025年4月8日号](#)）⁴⁴が、各種関税措置の関係性や適用関係について正確に把握することが重要です。さらに、このような流れの中で、既存の関税措置が拡大されたり、新たな関税措置が講じられたりする可能性は十分に存在します⁴⁵。

実際、ホワイトハウスは、トランプ米大統領の就任日である 2025 年 1 月 20 日に、「America First Trade Policy」と題したメモランダムを発表して、貿易に関する問題意識を表明し、トランプ米大統領は、このような問題意識に沿う形で、関係機関に対して貿易に関する調査及び報告を指示しました⁴⁶。このメモランダムに呼応した報告書そのものは、非公開ですが、ホワイトハウスは、そのエグゼクティブサマリーを公開しています⁴⁷。その中では、例えば、通商拡大法 232 条に基づく追加関税について、既に追加関税措置が発表された自動車や自動車部品のみならず、医薬品や半導体等についても通商拡大法 232 条の適用を検討する価値があると述べられていました。4 月 14 日には、医薬品及び半導体について、通商拡大法 232 条に基づく調査の開始について公表され、医薬品及び半導体について通商拡大法 232 条に基づく追加関税措置が講じられる可能性が高まっている状況にあります。

近日最も注目を集めている相互関税にとどまらず、関税政策を一つの柱とした、米国の種々の通商政策については、これらを総合的に注視していく必要があると考えられます。

⁴³ [トランプ米政権、半導体と医薬品輸入に対する 232 条調査を開始、パブコメ募集\(米国\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

⁴⁴ なお、自動車及び自動車部品に対する追加関税について、トランプ米大統領は、4 月 14 日に、軌道修正の可能性を示唆しています（[トランプ大統領、自動車関税で救済措置検討 「少し時間必要」 - 日本経済新聞](#)）。

⁴⁵ トランプ政権が活用する可能性のある関税制度については、弊所の過去のニュースレターもご参照ください（[独禁/通商・経済安全保障ニュースレター2024年12月24日号](#)）。

⁴⁶ [America First Trade Policy - The White House](#)

⁴⁷ [Report to the President on the America First Trade Policy Executive Summary - The White House](#)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com